

Ⅱ 個人情報保護制度の運用状況

1 個人情報取扱事務の届出状況

個人情報を取り扱う事務の実施機関別の届出状況は、表1のとおりです。

表1

(単位：件)

実施機関		届出件数			現在数
		開始	変更	廃止	
市 長	会 計 室	0	1	0	4
	市 長 室	0	1	0	14
	総 務 企 画 局	1	1	0	10
	財 政 局	0	1	0	23
	市 民 局	4	12	2	71
	こ ども 未 来 局	7	9	7	92
	保 健 福 祉 局	9	26	0	214
	環 境 局	5	7	3	62
	経 済 観 光 文 化 局	3	5	0	37
	農 林 水 産 局	1	5	1	31
	住 宅 都 市 局	2	16	2	91
	道 路 下 水 道 局	0	0	0	47
	港 湾 空 港 局	0	0	0	17
	区 役 所	0	0	2	5
	小 計	32	84	17	718
議 長		0	0	0	4
教 育 委 員 会		8	19	1	55
選挙管理委員会(市・各区)		0	30	6	67
人 事 委 員 会		0	0	0	0
監 査 委 員		0	0	0	1
農 業 委 員 会		0	2	0	4
固定資産評価審査委員会		0	1	0	1
公営企業 管 理 者	水 道 局	13	3	0	28
	交 通 局	0	3	1	6
消防長	消 防 局	0	3	0	39
地方独立行政法人福岡市立病院機構		0	0	0	1
福 岡 市 住 宅 供 給 公 社		0	0	0	6
福 岡 市 土 地 開 発 公 社		0	0	1	0
合 計		53	145	26	930

備考 現在数とは、令和4年3月31日現在の取扱件数をいう。

2 保有個人情報の開示の請求等の状況

(1) 保有個人情報の開示の請求

保有個人情報開示の請求件数とその処理状況は、**表2**のとおりです。

表2

(単位：件)

年度	請求件数	処 理 状 況								
		開 示	一部 開示	非 開 示			却下	期間 延長	期限の 特例	取下げ
				非開示 情 報	不 存 在	存 否 応 答 拒 否				
R2	411	142	189	10	82	4	2	27	0	4
R3	338	128	130	2	83	0	2	33	0	8

備考

1件の請求で複数の決定をしているものがあるため、請求件数と処理状況の件数の合計は一致しません。

(2) 保有個人情報の訂正の請求

保有個人情報訂正の請求件数とその処理状況は、**表3**のとおりです。

表3

(単位：件)

年度	請求件数	処 理 状 況				
		訂正	一部訂正	訂正拒否	却下	取下げ
R2	2	0	0	2	0	0
R3	0	0	0	0	0	0

(3) 保有個人情報の利用停止の請求

保有個人情報利用停止の請求件数とその処理状況は、**表4**のとおりです。

表4

(単位：件)

年度	請求件数	処 理 状 況					
		利用の停止	消去	提供の停止	利用停止拒否	却下	取下げ
R2	1	0	0	0	1	0	0
R3	0	0	0	0	0	0	0

3 実施機関別の保有個人情報の開示の請求件数及びその処理状況

実施機関別の請求件数は、表5のとおりです。

表5

(単位：件)

実施機関		請求件数		処理状況						
		R2	R3	開示	一部開示	非開示			却下	取下げ
						非開示情報	不存在	存否応答拒否		
市長	会計室	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	市長室	0	2	2	0	0	0	0	0	0
	総務企画局	5	4	3	1	0	1	0	0	0
	財政局	9	3	0	2	0	2	0	0	0
	市民局	17	6	3	0	0	1	0	1	1
	こども未来局	11	12	3	7	0	2	0	0	0
	保健福祉局	61	75	61	7	0	8	0	0	1
	環境局	1	0	0	0	0	0	0	0	0
	経済観光文化局	2	0	0	0	0	0	0	0	0
	農林水産局	1	0	0	0	0	0	0	0	0
	住宅都市局	19	4	0	2	1	2	0	0	0
	道路下水道局	0	1	0	0	0	1	0	0	0
	港湾空港局	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	区役所	241	192	37	96	0	64	0	1	3
小計	367	299	109	115	1	81	0	2	5	
議長	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
教育委員会	21	15	7	6	0	1	0	0	1	
選挙管理委員会	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
人事委員会	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
監査委員	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
農業委員会	1	0	0	0	0	0	0	0	0	
固定資産評価審査委員会	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
公営企業 管理者	水道局	0	0	0	0	0	0	0	0	
	交通局	0	0	0	0	0	0	0	0	
消防長	22	22	11	8	0	1	0	0	2	
地方独立行政法人 福岡市立病院機構	0	1	1	0	0	0	0	0	0	
福岡市住宅供給公社	0	1	0	1	1	0	0	0	0	
福岡市土地開発公社	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
市長以外小計	44	39	19	15	1	2	0	0	3	
合計	411	338	128	130	2	83	0	2	8	

備考

1件の請求で複数の決定をしているものがあるため、請求件数と処理状況の件数の合計は一致しません。

4 保有個人情報の複写の状況及びその費用の徴収状況

保有個人情報の複写の状況及びその費用の徴収状況は表6のとおりです。

表6

区 分		令和2年度		令和3年度	
		数 量	金 額	数 量	金 額
用紙	モノクロ	4,368枚	43,680円	3,976枚	39,760円
	カラー	231枚	6,930円	56枚	1,680円
写真フィルム (印画紙に印画したもの)		0枚	0枚	0枚	0円
スライド (印画紙に印画したもの)		0枚	0枚	0枚	0円
CD-R		0枚	0円	2枚	140円
DVD-R		0枚	0枚	0枚	0円
録音カセットテープ		0巻	0巻	0巻	0円
ビデオカセットテープ		0巻	0巻	0巻	0円
総 計		50,610円		41,580円	

備考

用紙に複写する場合 モノクロ1枚(片面)10円、カラー1枚(片面)30円、
写真フィルム1枚30円、スライド1枚80円、
CD-R1枚70円、DVD-R1枚120円、録音カセットテープ1巻170円、
ビデオカセットテープ1巻170円。

5 不服申立ての件数及びその処理状況

保有個人情報の開示、訂正又は利用停止の請求に対する実施機関の決定や、不作為について不服がある者は、行政不服審査法に基づく不服申立てをすることができます。

令和3年度の不服申立ての件数とその処理状況は、表7のとおりです。

表7

(単位：件)

区 分	件数	処 理 状 況						
		認容	一部認容	棄却	却下	取下げ	継続審議	審議済 未決定
令和3年度	5	0	0	1	0	1	3	0

6 個人情報保護審議会への諮問等の状況

個人情報保護審議会は、

- ① 個人情報の取扱いについて意見を述べ、
- ② 必要に応じて保有個人情報の維持管理に関する措置について報告を求め、及び意見を述べ、
- ③ 諮問された審査請求事案について審議し、
- ④ 個人情報保護制度の運用に関する重要事項について、諮問に応じて答申し、及び建議することができます。

【福岡市個人情報保護条例第56条第2項】

③について、

令和3年度及び過年度分の不服申立てで、令和3年度に審議会で処理したもの等の概要は表8のとおりです。

表8

諮問の概要 (諮問第154号)	③不服申立て事案についての諮問
	「建築指導課あての文書に記載された個人情報」の訂正請求
実施機関	福岡市住宅供給公社理事長（福岡市住宅供給公社保全課）
決定年月日	令和元年6月21日
訂正拒否理由	請求者が訂正を求めている対象は、主観的要素を含む評価・判断であるため。
不服申立て年月日	令和元年8月16日
諮問年月日	令和元年9月10日
審議会開催日	令和3年1月13日、2月3日、3月26日
答申年月日	令和3年4月19日
答申内容	実施機関が行った訂正拒否決定処分は妥当である。
裁決年月日	令和3年5月13日
裁決内容	棄却

諮問の概要 (諮問第155号)	③不服申立て事案についての諮問
	「職員ヒアリング結果に記載された個人情報」の開示請求
実施機関	福岡市長
決定年月日	令和元年8月7日
非開示理由	一部開示決定 第20条第2号、第6号 ・開示請求者以外の特定の個人を識別することができるため。 ・公正かつ円滑な人事の確保に著しく支障を及ぼすおそれがあるため。
不服申立て年月日	令和元年12月13日
諮問年月日	令和2年1月7日
審議会開催日	令和3年4月26日、5月24日、6月21日、7月14日、8月2日
答申年月日	令和3年8月3日
答申内容	審査請求は、却下することが妥当である。
裁決年月日	令和3年8月26日
裁決内容	却下

諮問の概要 (諮問第157号)	③不服申立て事案についての諮問
	「住民票・戸籍・印鑑登録証明書の交付状況」の開示請求
実施機関	福岡市長（東区市民部市民課）
決定年月日	令和2年4月27日
非開示理由	一部開示決定 第20条第2号 ・開示請求者以外の個人に関する情報であって、個人の権利利益を害するおそれがあるため。
不服申立て年月日	令和2年6月1日
諮問年月日	令和2年6月15日
諮問取下げ年月日	令和3年5月21日

諮問の概要 (諮問第159号)	③不服申立て事案についての諮問
	「職員ヒアリング結果に記載された個人情報」の開示請求
実施機関	福岡市長
決定年月日	令和2年10月5日
非開示理由	一部開示決定 第20条第2号、第6号 ・開示請求者以外の特定の個人を識別することができるため。 ・公正かつ円滑な人事の確保に著しく支障を及ぼすおそれがあるため。
不服申立て年月日	令和2年10月27日
諮問年月日	令和2年11月10日
審議会開催日	令和3年4月26日、5月24日、6月21日、7月14日、8月2日
答申年月日	令和3年8月3日
答申内容	実施機関が行った一部開示決定処分により非開示とした部分のうち、別表に掲げる部分については開示することが妥当である。（「別表に掲げる部分」は省略）
裁決年月日	令和3年8月26日
裁決内容	一部認容

諮問の概要 (諮問第160号)	③不服申立て事案についての諮問
	「開示請求者が自書した特定補助事業関係書類に記載された個人情報」の開示請求
実施機関	福岡市長
決定年月日	令和2年3月10日
非開示理由	なし（全部開示決定に対する不服申立て）
不服申立て年月日	令和3年3月31日
諮問年月日	令和3年4月22日
審議会開催日	令和4年1月26日、2月28日、3月29日
答申年月日	—
答申内容	—
裁決年月日	—
裁決内容	—

諮問の概要 (諮問第161号)	③不服申立て事案についての諮問
	「開示請求者が自書した特定補助事業関係書類に記載された個人情報」の開示請求
実施機関	福岡市長
決定年月日	令和2年3月10日
非開示理由	・開示請求に係る保有個人情報を保有していないため。
不服申立て年月日	令和3年3月31日
諮問年月日	令和3年4月22日
審議会開催日	令和4年1月26日、2月28日、3月29日
答申年月日	—
答申内容	—
裁決年月日	—
裁決内容	—

諮問の概要 (諮問第162号)	③不服申立て事案についての諮問
	「開示請求者の戸籍証明書の交付状況」の開示請求
実施機関	福岡市長
決定年月日	令和3年2月12日
非開示理由	一部開示決定 第20条第2号 ・開示請求者以外の個人に関する情報等であるため。
不服申立て年月日	令和3年4月19日
諮問年月日	令和3年5月19日
審議会開催日	令和3年10月25日、11月29日、12月22日
答申年月日	令和4年1月4日
答申内容	実施機関が行った、令和3年5月11日付けで変更された後の一部開示決定処分は妥当である。
裁決年月日	令和4年1月31日
裁決内容	棄却

諮問の概要 (諮問第164号)	③不服申立て事案についての諮問
	「令和〇年〇月〇日受付の市民相談処理カードに記載された個人情報」の開示請求
実施機関	福岡市長（市長室広聴課）
決定年月日	令和3年9月13日
非開示理由	なし（全部開示決定に対する不服申立て）
不服申立て年月日	令和3年9月22日
諮問年月日	令和3年10月4日
審議会開催日	—
答申年月日	—
答申内容	—
裁決年月日	—
裁決内容	—

諮問の概要 (諮問第165号)	③不服申立て事案についての諮問
	「特定の申し入れ書及び決裁文書一式並びに特定個人の連絡先が記載された文書」の開示請求
実施機関	福岡市長（保健福祉局健康医療部健康増進課）
決定年月日	令和3年9月13日
非開示理由	・開示請求に係る保有個人情報を保有していないため。
不服申立て年月日	令和3年9月28日
諮問年月日	令和3年10月28日
審議会開催日	—
答申年月日	—
答申内容	—
裁決年月日	—
裁決内容	—

諮問の概要 (諮問第166号)	③不服申立て事案についての諮問 「法人から市が受理した特定個人の事故に関する文書一式及び法人に対して市が行った特定個人の事故に関するヒアリング記録等文書一式」の開示請求
実施機関	福岡市長（保健福祉局健康医療部健康増進課）
決定年月日	令和3年10月14日
非開示理由	一部開示決定 第20条第2号、第3号、第6号 ・団体の職員等の氏名は個人情報であるため。 ・法人の内部運営情報は、公にしない条件で任意に提供されたものであるため。 ・開示することで、法人との率直な意見交換を妨げ、今後の業務遂行に支障を生じる恐れがあるため。
不服申立て年月日	令和4年1月12日
諮問年月日	令和4年1月31日
審議会開催日	—
答申年月日	—
答申内容	—
裁決年月日	—
裁決内容	—

④について、令和3年度に審議会で処理したもの等の概要は表9のとおりです。

表9

諮問の概要 (諮問第163号)	④個人情報保護制度の運用に関する重要事項についての諮問 国民健康保険および後期高齢者医療に関する事務に係る特定個人情報保護評価書（全項目評価書）の点検について
実施機関	福岡市長（保健福祉局生活福祉部保険年金課）
諮問年月日	令和3年7月1日
答申年月日	令和3年7月19日
答申内容	適合性及び妥当性の観点から審査した結果、その記載内容は保護評価指針に定める実施手順に適合し、妥当であると判断する。

7 個人情報の取扱いに関する個人情報保護審議会への報告・照会・諮問等の状況

個人情報の取扱いについて審議会の意見を聴く場合は、「個人情報保護事務取扱要綱第24 個人情報の公益上の取扱いに関する事務処理」の定めるところにより行っています。

(1) 公益上の取扱いに関する基準に定める類型に該当する事案

個人情報の取扱いを行った後に、原則として審議会へ事後の報告を行うこととしています。報告があったものの概要については表10のとおりです。

表 10

(報告事案132号) 取扱いの概要	新型コロナウイルスワクチン接種券については、基準日における住民票所在地に送付することとしているが、やむをえない事情（DV等の被害者）がある場合は、送付先を変更する必要がある。新型コロナウイルスワクチン接種担当ではDV避難者等の情報を保有していないが、各所管課（高齢者、障がい者、母子等）が対象者の情報を保有しているため、所管課が保有する情報を利用したものの。
実施機関	福岡市長（保健福祉局新型コロナウイルスワクチン接種担当）
報告年月日	令和3年4月9日
該当する基準の類型	【類型：3a】【区分：(2)】【分類：ア】
収集先（利用させる課）	こども未来局こども部こども家庭課、保健福祉局高齢社会部介護保険課、保健福祉局高齢社会部事業者指導課、保健福祉局高齢社会部地域包括ケア推進課、保健福祉局障がい者部障がい者支援課
提供先（利用する課）	保健福祉局新型コロナウイルスワクチン接種担当
(報告事案133号) 取扱いの概要	九州厚生局が行った国民健康保険法第41条の、保険医療機関等に対する指導及び監査の結果により、医療機関の指定及び保険医の取り消し処分を行ったことに対して、訴訟が提起された。 訴訟の相手方である医療機関への反論のため、裁判所へ提出する必要が生じたことによる九州厚生局からの依頼に基づき、被保険者の受診状況等の提供を行ったもの。
実施機関	福岡市長（保健福祉局生活福祉部保険医療課）
報告年月日	令和3年8月25日
該当する基準の類型	【類型：3b】【区分：(3)】【分類：ア】【該当事例及び解説：(ア)①】
収集先（利用させる課）	保健福祉局生活福祉部保険医療課
提供先（利用する課）	九州厚生局調査課
(報告事案134号) 取扱いの概要	集団接種会場等に行くことができない方のワクチン接種の機会を確保することを目的として、訪問接種の実施を検討するにあたり、事業規模を把握するため、対象者として想定している、身体障害者手帳、療育手帳又は精神保健福祉手帳を所持している者の氏名、生年月日、障がい等級、宛名番号等に係るデータ(Excelファイル)の提供を受け、ワクチンの接種状況と突合したものの。
実施機関	福岡市長（保健福祉局新型コロナウイルスワクチン接種担当）
報告年月日	令和3年10月13日
該当する基準の類型	【類型：3a】【区分：(3)】【分類：ア】【該当事例及び解説：(ウ)】
収集先（利用させる課）	保健福祉局障がい者部障がい者支援課
提供先（利用する課）	保健福祉局新型コロナウイルスワクチン接種担当

(報告事案135号) 取扱いの概要	集団接種会場等に行くことができない方のワクチン接種の機会を確保することを目的として、訪問接種の実施を検討するにあたり、事業規模を把握するため、対象者として想定している、要介護認定を受けている者の氏名、生年月日、要介護度、宛番号等に係るデータ(Excel ファイル)の提供を受け、ワクチンの接種状況と突合したものを。
実施機関	福岡市長(保健福祉局新型コロナウイルスワクチン接種担当)
報告年月日	令和3年10月13日
該当する基準の類型	【類型：3a】【区分：(3)】【分類：ア】【該当事例及び解説：(ウ)】
収集先(利用させる課)	保健福祉局高齢社会部介護保険課
提供先(利用する課)	保健福祉局新型コロナウイルスワクチン接種担当

(報告事案136号) 取扱いの概要	福岡県では、離島振興法第4条に基づき定める「福岡県離島振興計画」の計画期間が、令和4年度末で終了することに伴い、令和5年度からの10年間で計画期間とする新たな「福岡県離島振興計画」の策定を予定している。また、福岡市も離島振興法に基づき、福岡県から、離島振興計画の案の提出を求められることとなる。 新計画の策定に当たっては、離島の現状や課題を調査するため、県内の離島8島に在住する18歳以上の全島民に対して、アンケート調査を実施する必要がある。当該調査を実施する福岡県に対して、市内の離島(玄界島及び小呂島)島民の個人情報を提供したもの。
実施機関	福岡市長(総務企画局企画調整部)
報告年月日	令和3年10月15日
該当する基準の類型	【類型：3b】【区分：(3)】【分類：ア】【該当事例及び解説：(ア)①②】
収集先(利用させる課)	総務企画局企画調整部
提供先(利用する課)	福岡県企画・地域振興部広域地域振興課

(報告事案137号) 取扱いの概要	家族が要介護認定に係る資料について情報提供を求めたことから、資料を提供したもの。 なお、本人は入院中かつアルツハイマー型認知症により理解力が低下しており、資料提供についての同意欄への記載が困難であるとの家族の申し出により、家族の署名により提供を行った。
実施機関	福岡市長(保健福祉局高齢社会部介護保険課)
報告年月日	令和3年10月20日
該当する基準の類型	【類型：3b】【区分：(2)】【分類：ア】【該当事例及び解説：(イ)】
収集先(利用させる課)	保健福祉局高齢社会部介護保険課
提供先(利用する課)	家族

(報告事案138号) 取扱いの概要	<p>福岡海上保安部より、第19回FINA世界水泳選手権2022福岡大会開催に係る海上警備のために必要であるとして、福岡市管理の小型船舶係留施設内の在泊船舶に関する資料提供の協力依頼があった。</p> <p>第19回FINA世界水泳選手権2022福岡大会は、オリンピックに並ぶ水泳の国際大会であり、特に大会期間中は、テロ等の発生の可能性が高まると考えられ、警備面については、福岡県警察や第七管区海上保安本部など関係公的機関と緊密に連携して対応に当たることにより、各国選手をはじめとした大会関係者や市民の安全を確保し、万全の体制により大会を迎えることが求められることから、公益上の必要があると判断し、情報の提供を行ったもの。</p>
実施機関	福岡市長（農林水産局水産部漁港課）
報告年月日	令和3年11月10日
該当する基準の類型	【類型：3b】【区分：(3)】【分類：ア】【該当事例及び解説：(ア)②】
収集先（利用させる課）	農林水産局水産部漁港課
提供先（利用する課）	福岡海上保安部

(報告事案139号) 取扱いの概要	<p>福岡海上保安部より、第19回FINA世界水泳選手権2022福岡大会及び第19回FINA世界マスターズ水泳選手権2022九州大会（以下「世界水泳」という。）に係る海上警備のために必要であるとして、福岡市管理の小型船舶係留施設内の在泊船舶に関する資料提供等の協力依頼があった。</p> <p>世界水泳は、オリンピックと並ぶ国際的な水泳大会として世界的に注目を浴びる国際大会となっている。特に、大会期間及びその前後は、テロ等の発生の可能性が高まると考えられ、警備面については、福岡県警察や第七管区海上保安本部など関係公的機関と相互に連携して対応に当たることにより、各国の選手をはじめとした大会関係者や市民の安全を確保し、万全の体制により大会を迎えることが求められることから、公益上の必要があると判断し、情報の提供を行ったもの。</p>
実施機関	福岡市長（港湾空港局港湾振興部港湾管理課）
報告年月日	令和3年11月16日
該当する基準の類型	【類型：3b】【区分：(3)】【分類：ア】【該当事例及び解説：(ア)②】
収集先（利用させる課）	港湾空港局港湾振興部港湾管理課
提供先（利用する課）	福岡海上保安部

(報告事案140号) 取扱いの概要	北九州市介護サービス担当課が、老人福祉法第 29 条に基づき、有料老人ホームの立ち入り調査を行うにあたり、住所地特例制度により福岡市の被保険者となっている 2 名について、介護給付実績等の情報が必要となるため、依頼に基づき、情報の提供を行ったもの。
実施機関	福岡市長（保健福祉局高齢社会部介護保険課）
報告年月日	令和 3 年 1 1 月 2 4 日
該当する基準の類型	【類型：3 b】【区分：(3)】【分類：ア】【該当事例及び解説：(ア) ①】
収集先（利用させる課）	保健福祉局高齢社会部介護保険課
提供先（利用する課）	北九州市保健福祉局地域福祉部介護サービス担当課

(報告事案141号) 取扱いの概要	新型コロナウイルスワクチンの追加接種に係る接種券一体型予診票および接種の案内チラシを福岡市に住民票があるものに対し送付するにあたり、視覚障がい者に福岡市からの重要な郵送物であることを触って判別してもらうための点字シールを封筒に貼付することとした。 したがって、対象者把握のため、障がい者部障がい企画課が所有する視覚障がい者の氏名、生年月日、その他の情報の提供を受けたもの。
実施機関	福岡市長（保健福祉局新型コロナウイルスワクチン接種担当）
報告年月日	令和 3 年 1 2 月 1 6 日
該当する基準の類型	【類型：3 a】【区分：(2)】【分類：ア】【該当事例及び解説：(ア)】
収集先（利用させる課）	保健福祉局障がい者部障がい企画課
提供先（利用する課）	保健福祉局新型コロナウイルスワクチン接種担当

(報告事案142号) 取扱いの概要	令和 3 年度福岡市子育て世帯等臨時特別支援事業（子育て世帯への臨時特別給付（給付金））の実施にあたって、申請が必要となる視覚障がい者に対して適切な案内を行うために、案内文への音声コードの添付及び封筒に点字シールを貼る対応を行うこととした。 については、このために必要な、視覚障がい者の氏名・カナ・通称名・生年月日・住民票コードの情報を保健福祉局障がい者部障がい企画課より提供を受けたもの。
実施機関	福岡市長（こども未来局こども部こども家庭課）
報告年月日	令和 3 年 1 2 月 2 4 日
該当する基準の類型	【類型：3 a】【区分：(2)】【分類：ア】【該当事例及び解説：(ア)】
収集先（利用させる課）	保健福祉局障がい者部障がい企画課
提供先（利用する課）	こども未来局こども部こども家庭課

(報告事案143号) 取扱いの概要	城南区地域整備課発注の清水干隈線電線共同溝整備工事における薬液注入工の実施にあたり、工事前に周辺の井戸水の利用状況及び地下水の水質等を調査し、工事による水質への影響について確認する必要があることから、城南区保健福祉センター衛生課から井戸水の施設所在地の提供を受けたもの。
実施機関	福岡市長（城南区地域整備部地域整備課）
報告年月日	令和4年3月1日
該当する基準の類型	【類型：3 a】【区分：(3)】【分類：ア】【該当事例及び解説：(ア) ①】
収集先（利用させる課）	城南区保健福祉センター衛生課
提供先（利用する課）	城南区地域整備部地域整備課

(報告事案144号) 取扱いの概要	新型コロナウイルスワクチン接種券については、基準日における住民票所在地に送付することとしているが、やむをえない事情（DVや虐待等）がある場合は、送付先を変更する必要がある。ワクチン接種対象年齢が5歳から11歳に拡大されたことによって、改めて配慮を要する接種対象者を確認する必要性が生じたため、所管課（こども部こども家庭課）からデータの提供を受け、個人情報として利用したもの。
実施機関	福岡市長（保健福祉局新型コロナウイルスワクチン接種担当）
報告年月日	令和4年3月8日
該当する基準の類型	【類型：3 a】【区分：(2)】【分類：ア】
収集先（利用させる課）	こども未来局こども部こども家庭課
提供先（利用する課）	保健福祉局新型コロナウイルスワクチン接種担当

(2) 公益上の取扱いに関する基準に定める類型に準じる事案

個人情報の取扱いについて、審議会会長の意見を聴くこととし、会長専決により処理を行いますが、令和3年度は該当がありませんでした。

(3) 上記の(1)(2)に該当しない事案

個人情報の取扱いについて、審議会へ諮問してその意見を聴くこととなっていますが、令和3年度は該当がありませんでした。

8 個人情報の漏えい等の状況

令和3年度に報告された、個人情報の漏えい等の事案の件数は、表11のとおりです。

表11

(単位：件)

		令和3年度 漏えい等事案の件数							
		総件数	発生形態別						
			誤送付	誤交付	誤廃棄	紛失	ネット流出	盗難	その他
		94	47	11	1	15	4	0	16
規模別	1～5人	46	11	0	9	2	0	10	
	6～50人	1	0	0	4	1	0	5	
	51～100人	0	0	1	1	0	0	0	
	101～1000人	0	0	0	0	1	0	0	
	1001人以上	0	0	0	1	0	0	1	
	不明	0	0	0	0	0	0	0	

【参考】

(単位：件)

		令和2年度 漏えい等事案の件数							
		総件数	発生形態別						
			誤送付	誤交付	誤廃棄	紛失	ネット流出	盗難	その他
		83	40	13	3	16	1	0	10
規模別	1～5人	39	12	3	13	1	0	7	
	6～50人	1	1	0	3	0	0	1	
	51～100人	0	0	0	0	0	0	2	
	101～1000人	0	0	0	0	0	0	0	
	1001人以上	0	0	0	0	0	0	0	
	不明	0	0	0	0	0	0	0	

(表11の主な内容)

- 令和3年4月 (その他) 委託業務で使用した住所、氏名及び電話番号等 2,601件分 (※法人含む)
 - 委託業者が、事務所を整理した際に、委託業務に関係する個人情報が記載された書類を不要となった家具などとともに、誤って不用品回収業者に引き渡し、適切に返還・廃棄されていなかったもの。

2 令和3年8月 (ネット流出) ワクチン接種予約者の氏名 41名分

- ・新型コロナウイルスワクチンの個別接種を実施していた医療機関が、予約サイトの非公開予約枠の枠名として自院の接種予定者の氏名を入力していたものについて、操作を誤って公開設定を行い、サイト利用者が閲覧可能な状態となっていたもの。

3 令和3年11月 (ネット流出) 講演会参加申込者の氏名、電話番号及びメールアドレス等 236名分

- ・福岡市障がい者就労支援センター運営等業務の委託先の職員が、講演会の開催にあたり、インターネットによる参加申し込みを受け付けていたが、ページの設定を誤り、他の申込者の個人情報が閲覧可能な状態となっていたもの。

4 令和3年12月 (紛失) 口座振替依頼をした納税者の住所、氏名及び口座情報等 2,409名分

- ・福岡市税口座振替業務の委託先において、振替口座情報が正しく登録されたかを確認するためのチェックリストの一部が所在不明となったもの。